# 「令和6年能登半島地震」による 被災中小企業・小規模事業者支援措置情報

※災害救助法が適用された地域であることが支援の要件になっているものがあります。 小千谷市には災害救助法は適用されておりませんのでご注意ください。

# ≪新着情報≫

▼【中小企業庁】小規模事業者持続化補助金<災害支援枠(令和6年能登半島地震)> 被災小規模事業者自らが災害からの事業の再建に向けた計画を作成し、計画に基づいて行う取組に要する経費の一部を補助します。

石川県、富山県、新潟県、福井県に所在する、令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等が対象です。

https://s23.jizokukahojokin.info/noto/

## ▼【経済産業省】資金繰り支援

https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240104001/20240104001.html

### ▼【中小企業庁】能登半島地震関連情報

https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/r6 noto jishin/index.html

#### ▼【新潟県】中小企業金融相談窓口

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/sef-net20230104.html

#### ▼【厚生労働省】

能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整 を行わざるを得ない事業主に対して雇用調整助成金の特例を実施します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_37290.html